かもがわ

暑中お見舞申し上げます

第67号　2020年8月1日　鴨川法律事務所

column 01

コロナと宇宙

一　コロナパンデミック

今年は世界中が新型コロナウイルスに翻弄されました。運悪くウイルスに感染した人は勿論のこと、そうでない人も日常生活を乱され経済的にも大きな打撃を受けました。ウイルスが新型なのでワクチンや治療薬がなく、その開発に一年以上もかかるというのが問題です。突然変異によってこれからも新型のウイルスが次々に現れる筈なので、その度にそのウイルス用のワクチンや治療薬を開発しなければならず、一般の人がそれを利用することができるようになるまで感染による犠牲者が増え続けることが懸念されます。

もともと、この種のウイルスは野生動物を宿主としていて人間には感染しなかったのですが、人間が野生動物を家畜やペットにしたことや生活圏を拡大し森林を伐採して田畑にするなど自然の生態系を乱すようになったために、突然変異を起こしたウイルスが人間にも感染するようになったようです。

人類の歴史において、病原菌やウイルスによる疫病（エピデミック）が大流行してパンデミックになり、大勢の人が犠牲になることが繰り返されてきました。天然痘ウイルスは伝染力が強く、死に至る疫病として昔から人々に恐れられてきました。今から三〇〇〇年前のエジプトのラムセス五世もそのミイラから天然痘に感染していたことが分かっています。十八世紀末にジェンナーによって種痘ワクチンが開発され、これが二〇世紀半ばに大幅に改良されて現在では天然痘は見られなくなりました。

ペストはウイルスではなく病原菌による疫病で、もともとネズミの病気でしたがこれが人にも感染するようになり、十四世紀のヨーロッパで大流行し人口の三分の一が犠牲になったといわれます。ペストを黒死病というのは、これに罹るとやがて体中に黒い斑点が広がって死に至るからです。近世になってもペストはヨーロッパでたびたび流行し、フランスのカミュが一九四七年に著した小説「ペスト」では、ペストによって都市生活が破壊されてゆく惨状が描かれています。

一九一八年にアメリカで発生したインフルエンザは何故かスペイン風邪といわれていますが、第一次世界大戦にアメリカが参戦したことからヨーロッパに感染が拡大し、それがアジア、南アメリカ、アフリカに蔓延して世界で五億人が感染し五〇〇〇万人が死亡したといわれています。第一次世界大戦中罹患する兵士が増えたことが戦争終結の真の原因だったという説もあり、わが国でもスペイン風邪で二三〇〇万人が感染し三八万人が死亡しました。

病原菌やウイルスは突然変異によって絶えず進化（？）し、治療薬に対する耐性を獲得したり従来のワクチンが効かないものが現れるので、今後の人類社会において病原菌やウイルスとの闘いが続きそうです。

このようなことを考えていると頭が痛くなりますが、コロナ休暇中に本屋で見付けた宇宙のことを書いた本を読んで夜空を見上げていると、コロナのことを一瞬だけ忘れることができました。

二　宇宙観の移り変わり

昔は、太陽が地球の周りを廻っていると信じられていましたが、今では、逆に地球が他の惑星とともに太陽の周りを廻っていることは小学生でも知っています。

その後、太陽は一〇〇〇億とか二〇〇〇億もの星が集まって出来ている円盤状の銀河の周辺部にある恒星の一つにすぎないことが分かってきました。太陽系にある地球から見ると、夜空に銀河の他の星々の集まりが白く細長く見えるので、わが国では昔からそれを天の川と言ったのです。天の川銀河は、太陽の四〇〇万倍の重さがあるブラックホールがその中心にあり、それを星々が渦巻状に取り巻いています。

弁護士
坂元　和夫
Kazuo Sakamoto

かつては、天の川銀河そのものが宇宙全体だと思われていましたが、やがて宇宙には天の川銀河だけでなく同じような銀河が一〇〇〇億もあることが分かってきました。

三　宇宙の膨張

一〇〇〇億もある銀河は宇宙の中に散らばっていて、隣にあるアンドロメダ銀河でさえ天の川銀河と二三〇万光年も離れています。そして、それぞれの銀河が互いに高速で遠ざかっていて宇宙全体が膨張していることが分かってきました。宇宙が膨張し続けているということは、時間を遡れば原初の宇宙が一点だったということになります。それが一三七億年前に爆発し星や銀河が生まれて膨張を始めたというのです。その爆発のことをビッグバンと言います。

現在、三〇〇億光年先の銀河まで観測されているので、宇宙の大きさはそれ以上だということになります。ビッグバンによって宇宙が出来たのは一三七億年前ですが、一三七億光年かかってビッグバンの光が地球に届く間にも宇宙が膨張を続けて、最も遠い銀河が三〇〇億光年も離れてしまっているのです。

ビッグバンによって発生した光が宇宙全体に広がり、それが宇宙膨張のために光の波長が伸び電波となって地球上にも宇宙のあらゆる方向から降り注いでいます。このビッグバンの名残りが宇宙背景放射といわれるものです。

四　星の一生

星が誕生して中心部で水素原子の核融合が起こり光り始めます。星はそのうちに膨張して赤色巨星となりますが、やがて収縮して白色矮星になったり重力で押し潰されて爆発したりします。これが超新星爆発といわれるもので、その後に残った核が中性子星です。中性子星は、一立方糎が二〇〇億kgという途方もない重さですが、元の星の質量が太陽の三〇倍よりも大きい場合は、中性子星になってもその重力を支えきれず重力崩壊が進んでブラックホールになります。ブラックホールを見ることができないのは、あまりにも大きい重力のために光さえ引き込まれて外に出ることができないからです。

普通の星の一生の長さは大きさにより一概に言えませんが、太陽は一〇〇億年と言われています。

五　暗黒物質と暗黒エネルギー

銀河の中の星の回転速度や銀河そのものが動く速度から、銀河の中には、星やガス以外に、重さはあるが目に見えず原子でないものから成るため他の物質と反応せず通り抜けてしまう物質が存在していることが最近分かってきました。それが暗黒物質(dark matter)といわれるもので銀河の全ての重さの二三%を占めており、原子から成る星やガスは全部足しても四%しかありません。そして、残りの七三%は暗黒エネルギーと呼ばれるものです。暗黒物質と暗黒エネルギーの存在を前提にしなければ、宇宙の観測結果の説明ができないことから、その存在自体を疑う学者はおりません。

ニュートリノは、その存在がノーベル賞の小柴博士の観測によって実証された素粒子です。暗黒物質の正体がこのニュートリノではないかと考えられた時期がありましたが、ニュートリノは重さが微小なので宇宙の二三%にもなる暗黒物質ではないと現在では考えられています。

この宇宙は一つではなく多数あって、この宇宙に入り込んだ他の宇宙の物質が暗黒物質だとか、暗黒物質は五次元以上の異次元宇宙のものだという説もあるようです。

現在の天文学の最大の謎は暗黒物質が何なのかということで、世界中でその正体を突き止める努力がされており、ヨーロッパでもアメリカでも日本でも、暗黒物質の観測装置が一〇〇〇メートルもの地下に作られていますが、未だに暗黒物質が観測されたという報告はありません。

六　おわりに

コロナウイルスの第一波は治まりましたが、第二波、第三波の襲来が懸念されています。

私達は、密集・密閉・密接の三密を避けるなどの予防に日々心を悩ますことになりますが、時々は夜空を見上げて宏大無辺の宇宙に想いを馳せ精神の安定を図りたいものです。

column 02

「新しい生活様式」が求めるもの

緊急事態宣言と「自粛」

新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言が発せられた場合、外出の「自粛」や休業要請、催物の開催の停止要請などがなされます。ところが、日本では、「自粛」に「補償」が伴わないため、生活が成り立たないという悲痛な声が大きくあがっています。

「自粛」と言えば、私は、水俣病での「自粛」を思い出します。水俣病では、チッソの排水に含まれた有機水銀に汚染された水俣湾内の魚を食品衛生法に基づき漁獲禁止にしようとの熊本県の要請に対して、厚生省(現厚生労働省)は、「湾内のすべての魚が汚染されているという証拠がない」との理由で漁獲禁止を認めなかったのです。その本音は、漁獲禁止にすれば、国の責任で漁業の「補償」をしなければならず、ひいてはチッソの賠償責任も問題となるからでした。結局、漁協による「自主規制(自粛)」にとどめられ、しかも、その範囲は限定され、漁は続き、水俣病の拡大を防ぐことはできませんでした。

イギリスでは、自営業者・フリーランスの人々にも、最大毎月二五〇〇ポンド(三三万円)まで補償しています。また、ドイツでは、「休業」には「補償」が伴うことが法律に書かれており、文化分野への緊急支援措置として三ヶ月で約一〇八万円を支給しています。これに対して、日本では、一人当たり一〇万円の特別定額給付金が給付されたものの、売上げが五〇%以上減少している中小企業に最大二〇〇万円、個人事業主に最大一〇〇万円の「持続化給付金」を給付する、企業が支払う休業手当について、一日八、三三〇円を上限とする雇用調整助成金が支給される程度で、住宅確保給付金や大学の学費などの支援も全く不十分です。これでは「自粛」に対する「補償」とは到底言えません。しかも、支給が極めて遅いのです。

「アベノマスク」は届いたが

六月一五日になって、わが家にも「アベノマスク」がやっと届きました。この袋には、「新しい生活様式」の実行をお願いしますとの書面が同封されていました。

確かに、コロナ対策として、ソーシャルディスタンスをとること、手洗いを励行するなどを私たちがとる必要があることは十分に理解できます。しかし、「新しい生活様式」が求められているのは、果たして私たちだけなのでしょうか。

四月一八日、一九日そして六月六日と私たちは、弁護士、司法書士、社会福祉士などで「いのちとくらしを守るなんでも電話相談会」を開催し、全国から一回目は五〇〇九件、二回目には一一二五件もの相談がありました。

その中で、解雇・雇い止めされた、一律一〇万円の給付金と雇用調整助成金だけでは生活できない、持続化給付金の支給や家賃支援などの対策が遅すぎるなどの悲鳴が多くあがっています。また、必要な人にPCR検査が受けられなかったこと、医療体制が全く不十分である実態も明らかになっています。一方、病院経営者からは、コロナ感染者を受け入れても受け入れなくても、深刻な経営危機にあるとの声も全国から寄せられています。介護の現場も崩壊寸前の状態です。また、全く不十分な学生への支援金、小中高校の休校による学習の遅れと教育格差の拡大も大きな問題となっています。最後の生活を支える生活保護制度でも、窓口で申請を追い返す「水際作戦」の事例が後を絶たちません。

「新しい生活様式」は誰に求められているか

このように、コロナ禍は、この国の社会保障のもろさ、雇用保障と教育への公的支援の脆弱さをあぶりだしています。社会的弱者程酷い被害を集中して受けているのです。

緊急事態宣言が解除され、今、「新しい生活様式」が求められているのは、むしろ「公」の側ではないでしょうか。

弁護士
尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

column 03

夏の夜の迷想

丑の刻参り

夏になると怪談などひんやりする話が出てきます。なかでも、丑の刻参り（うしのこくまいり）は、ポピュラーではないでしょうか。丑の刻（午前一時から午前三時ごろ）に神社の御神木に憎い相手に見立てた藁人形を釘で打ち込むという、日本に古来伝わる呪術の一種です。

嫉妬心、復讐心に支配された女性がロウソクを突き立てた鉄輪を頭にかぶった姿でおこなうもので、七日目で満願となって呪う相手が死ぬといい伝えられているのですが、行為を他人に見られると効力が失せると信じられています。ゆかりの場所としては京都市の貴船神社が有名です。

犯罪になるか

さて、この丑の刻参りをしている女性には、強い殺意があるわけですが、この行為は殺人罪あるいは殺人未遂罪になるのでしょうか。「そんな馬鹿な、藁人形に見立てられた相手が死んだり、具合が悪くなる訳ないでしょう。」というのが普通の答えですね。いくら殺意をもってした行為でも、その行為に殺人を引き起こす可能性が全くないのであれば、不能犯として犯罪にはなりません。

ただ、自分が誰かにそれほど恨まれていると思うとストレスで具合が悪くならないとも限らないので、そのような呪詛がまったく問題がないとはいい切れないかもしれません。

刑法が問題にすべきは、行為に表れる行為者のもつ危険性であり、犯罪の成否の判断は行為者の反社会性、動機などを重視すべしという主観主義刑法理論を極端に推し進める立場からは、およそ人を呪い殺そうと考える人物は危険だから、処罰すべきという議論も出かねないかも知れません。

明治時代の刑法では

実は、明治三年一二月の「新律綱領」には、魘魅（まじない）、呪詛を行って人を殺そうとする者は、計画的殺人罪をもって論じると規定されていました。このような魘魅罪は古代から規定されてきましたが、明治一五年に旧刑法が制定されるまで法典上は残っていたのです。

会いたい人が夢に出てこないのは、その人の自分に対する想いが弱いためと思う古代の日本人の感性からすれば、呪詛と死との間に因果関係を認めることに違和感はなかったのかもしれません。

なお、奈良時代にはこの罪で処罰された例はありますが、明治時代にはこの罪に問われた例はないようです。

三百代言

話は変わりますが、明治時代といえば、明治五年に「代言人制度」といって訴訟で弁論の代理をする制度が出来ました。代言人となるためには何の資格も必要とされていなかったことから、代言人の数が増加し、同業者間に依頼者の獲得競争が生じ、報酬のダンピングが行われたそうです。青銭三百文、玄米一升という低価格で事件を引き受けることになり、三百代言という軽蔑が生まれた所以です。この青銭三百文は、一五銭に相当するようです。

明治五年頃の貨幣価値は、銭湯入浴料が一銭二厘、明治一〇年の大工の日雇い手間代が四〇銭とのことですので、三百代言の手数料は五〇〇〇円位だったのでしょうか。

弁護士
山﨑　浩一
Koichi Yamazaki

column 04

感染症と映画

新型コロナウイルス感染症（COVID-19。ウイルス名はSARS-CoV-2です。）の流行が続いています。この「かもがわ」が皆さまの目に触れる頃には、何とか終息への道筋がついていることを祈るのみです。

今回のCOVID-19を巡る出来事については、思うところは多々あり、題材にも困らないところですが、テレビ、新聞、雑誌などを連日賑わせているようですので、ここでは肩の凝らない映画を一つ取り上げてみたいと思います。

既にご覧になった方もかなりおられるのではないかとも思いますが、「コンテイジョン」という二〇一一年公開のアメリカ映画です。邦題は、原題のContagion（感染あるいは感染症）をカタカナにしただけのものです。感染（症）は、infectionの語が一般的で、contagionは、接触感染（症）を意味します。未知のウイルスによる感染症の世界的流行（パンデミック）を、ヒトへの感染の発生の日（第一日）からワクチンの本格的投与が開始された一三五日目までをＣＤＣ（アメリカ疾病管理予防センター。政府機関ですが、アメリカ内外を問わず、人類に危険を及ぼす疾病、即ち、感染症の調査、制御、予防を主導する役割を担っています。）やＷＨＯ（世界保健機関）の職員など医療者の目線を中心に描いたもので、今起こっていることはこの映画を再現しているように感じられます。特に、愛犬とくつろぐひとときなどには是非鑑賞をお勧めしたい一作です。以下鑑賞のご参考となれば幸いです。

登場する未知のウイルスは、呼吸器や脳の受容体に結合して感染するということで、肺炎症状や脳炎症状を呈し、致死率は二〇％超（基礎疾患、栄養状態等が関係）、潜伏期間はたぶん一、二日程度と短期で最初は風邪症状のようですが、急激に悪化します。感染経路は、接触、飛沫が主、無症状での感染もあるようです。今回のSARS-CoV-2は、この映画のウイルスよりは弱毒で、肺炎症状主体、潜伏期間一ないし一四日（五日程度が多い）、発症しても軽症期間が七日程度あることが多いといったところが、映画との違いでしょうか。そのため、映画では、発症した患者は一目で異変を感じられ、香港からすぐ空路でロンドン、東京、ミネアポリス、シカゴ等でほぼ二日目から三日目にかけて同時的に感染が広がり、死者が出るクラスター（感染者集団）が外から分かりやすい形で出現して、ＷＨＯやＣＤＣが五日目ないし六日目には組織的な対応にとりかかっており、その直後には未知の病気の大発生としてマスコミの大報道が始まり、八日目に病原体特定、一二日目にウイルス培養成功、一八日目に州境封鎖、都市封鎖（ロックダウン）という流れになっています。これに対し、COVID-19は、第一日が一二月八日、武漢市を中心に中国国内に感染が広がり（ただし、その状況は不明瞭）、ＷＨＯに通知がなされたのが一二月三一日、病原体の特定が一月七日、最初の死者発生が一月一一日、一月一三日にタイ、一五日には日本でそれぞれ感染者確認、一月二三日には武漢市（人口約一一〇〇万人。この時点の感染者二〇〇〇人超、死者五六人）封鎖。しかしＷＨＯは同日、「国際的に懸念される公衆衛生の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」の宣言見送り（宣言は一月三〇日に発表）、一月二四日からの春節で武漢市からだけでも約五〇〇万人が市外へ流出、海外渡航も止められずという流れでした。なお、現在の技術では、患者からの検体採取から約一週間で病原体の特定が可能となっており、SARS-CoV-2でもその程度でしたので、映画の流れは現代の状況を正確に先読みしていた結果になっています。

映画では、未知のウイルスによる感染が発生したらしいことが分かるや、直ちに、患者や感染が疑われる人を隔離しな

弁護士
鍬田　則仁
Norihito Kuwata

けれ患者や感染が疑われる人を隔離しなければならないこと、建物内でクラスター発生が分かるや建物もろとも隔離してその全住民の検査が指示されたこと、感染者が触った物すべてが感染の媒介物となること、顔を触らないといったこと等感染対策・予防の基本が詳しく説かれ、描かれていますが、このとおりに世の中が進まないことは、映画も現実も同じようです。

未知のウイルスによる感染発生が公になりますと、これに対する行政の対策のあり方や個々の具体的方策が議論を呼ぶことは映画も現実も同じです。アメリカでは、一九七六年、豚インフルエンザのヒトへの感染・死亡が陸軍基地内で発生し(これは、スペイン風邪の発生を想起させるものでした。)、保健当局の勧告により巨額の費用を投じて約四〇〇〇万人への予防接種プログラムが実施されたものの、その副作用として約五〇〇名がギラン・バレー症候群を発症し、これにより三〇名余りの死亡者も出、他方、感染は基地内に止まり、感染による新たな死者も出ず、騒動となって二か月足らずでプログラムは中止され、後日の調査でそのウイルスの致死性は想定よりかなり弱いものであったことが明らかになったという経験があったことから、感染症への厳しい見方に対する反発がかなりあったようです。映画でも、CDCの担当者は、記者会見等で、豚インフルエンザの時の対応は過剰反応ではなかったかなどと追及されますが、これに対しては、過剰反応くらいの方がよいと感染対策に対する姿勢を述べており、これに副った対策が実施されていきます。これに比し、この度の日本政府の対応はと言いますと、過去に学ばず、危機意識が足りず、危機に対する準備が物理的にはもとより心の準備としても全くできておらず、価値判断の軸がおかしいとしかいえないということが改めてよくわかります。オリンピック開催を巡る騒動、四月一日の「アベノマスク」の発表、突如登場する検事長等多数の物語を題材にすれば、ブラックコメディ映画が作れそうです。

この映画の日本版には、「恐怖は、ウイルスより早く感染する。」という副題がつけられています(原語は、Nothing spreads like fear.直訳すると、恐怖のように広がるものはない。)。ウイルスによる感染症も怖いものではありますが、感染症にかかわる情報がインターネット、SNSなどを通じて、増幅され、歪められ、果ては捏造・創作されて世界中に広く拡散され、恐怖が煽られてこれらに動かされた人々により社会が崩壊し、ウイルスとは無関係の死傷者が増えていくことが映画で細かく描かれていきます。日本では銃の規制が厳しいので、アメリカとは少し様相を異にするでしょうが、人的・物的な医療資源の不足から始まって、衛生用品、生活必需品の買占め、奪い合い、更には略奪、暴徒の登場などで、特に煽られた集団というものには戦慄を覚えます。わが国の現状で特に言えるのは、SNSなどを通じた言葉の暴力であり、感染者やその身近にいる人、医療関係者、商店などの現場販売員に向けられたそれは、犯罪の域に逸しているものがどう見てもごまんとあるように思いますが、その取り締まりは全く不十分で、こういうことも社会の崩壊を招きかねません。

さて、映画では流行の第二波といったことまでは手が回らないのですが、ワクチンができたからといってそれで終わりではないことがよく描かれています。副作用の問題は全く別として、ワクチンの製造量には限りがありますので、誰にワクチンを接種していくかは非常にシビアな問題となります。この選別の仕方といったことは、映画を見ていただくこととして、今回、わが国はどれだけ自前で、早期に安全なワクチンを製造できるかということを考えていく必要があります。ただでさえ、おかしな短期的成果主義のせいでわが国の基礎研究は、アメリカ、中国、一部ヨーロッパ諸国より遅れをとっており、投資も不足していることが指摘されており、これは致命的な結果を招きかねません。

この映画は、俳優も充実し、医学的にもよく検討され、しかも理解しやすくできていますので、今回、是非ご覧になることをお勧めしたいと感じた次第です。

column 05

英文ブログサイトの開設

新型コロナウイルスで、裁判期日の延期などでできた時間を利用して、英文の個人ホームページ制作にとりくんでいます。

第一段階として、海外の相談者から直接英語でご連絡をいただくような場合を念頭に、法律相談から事件依頼への流れを説明するページの準備に取りかかっています。

★

いわゆる一般民事の分野でも、英語対応可能な日本の弁護士の数が増えました。京都も例外ではありません。しかし、英文で日本の弁護士業務を案内するウェブサイトはまだまだ数も少なく、ネット上の断片的な情報の寄せ集めで右往左往されている方もいるかもしれません。

確かに、Google翻訳、DeepL翻訳など無料翻訳サービスの質の向上には目覚ましいものがありますが、仮に日本語では有益な情報が充実していたとしても、そもそも日本語サイトしか準備していない事務所となると、どの程度の英語対応が期待できるのか、英語顧客からの依頼を受け付けているのか、海外の方としては心許なく感じるはずです。

★

事件によっては、一番の初期段階、つまり弁護士へのアクセスを確保するまでの段階での時間のロスが致命的になりかねません。また、一般的な日本人の相談者であっても、弁護士費用の目安や、弁護士にできること・できないこと、といった予備知識がなく、疑心暗鬼で弁護士不信に陥ることもあるくらいですから、日本の事情がわからない海外の方が不安を覚えるのは、むしろ当然のことといえます。

これに輪をかけるように、異国で法律トラブルを抱えたことへの不安や、面談ができずweb会議あるいは音声のみとなるなどコミュニケーション方法の制約、さらに日本の司法制度そのものに対する不信感など、海外依頼者ならではの特殊さが重なってきます。

★

実際に私が以前に担当した案件でも、委任契約にご納得いただくまでの事前説明や、弁護士との最低限の信頼関係を築くことだけでも、かなりの日数と労力を費やしたことがあります。その間は、事件対応に全力投球できないわけですから、本来は依頼者の権利擁護のために集中的に事件に取り組むはずの貴重な時間が失われることになってしまいます。

将来的にはこうした課題の克服につながるように、英語圏の人々に対する有益な水先案内となるブログ記事も充実させていきたいと思います。

★

新型コロナウイルスの影響で一時的には人々の行き来が激減している現状はありますが、長期的には、国際化が市民生活の隅々まで浸透していく流れが止まることはないでしょう。

これは、東京、大阪、名古屋といった大都市のみならず、京都のような地方都市でも同様です。新たな法的ニーズに応えられるような弁護士実務とはどのようなものなのか。海外依頼者からのご感想やご意見に耳を傾け、あるいは同業者や各方面の専門家との連携のなかで、模索し続けたいと思います。

弁護士
冨増 四季
Shiki Tomimasu

column 06

改正著作権法とフェアユース

★

改正著作権法が成立し、二〇二一年一月一日に施行されることとなりました。今回の改正でダウンロード違法化の範囲は、漫画や書籍、新聞、論文、ソフトウエアのプログラムなどの全ての著作物に拡大されています。もともと、文化庁は、海賊版サイト対策をうたい、二〇一九年二月の時点で違法化範囲の拡大を目指して具体的な改正案を公表していましたが、日本漫画家協会などの権利者団体のほか、法学者や京都弁護士会(二〇一九年八月二一日付意見書)を含む専門家などから手厳しく批判されて与党の総務会が了承を見送ったため、再検討を余儀なくされ、ようやく今般の改正に漕ぎ着けたのです。

★

今回の改正では、著作物のダウンロード(複製)について、違法アップロードされたものであることを知りながらダウンロードしたわけではないような場合(主観要件)や、軽微なもの、あるいは著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合(除外規定)については違法化の対象外とされており、違法化に一定の制限が設けられました。また、刑事罰を科するにあたっては、反復・継続して行う場合に限定するなどの制限もありますので、少なくとも当初の文化庁案よりは一定程度合理的な内容にはなったものといえます。

もっとも、これで懸念される問題点のすべてが克服されたともいえません。たとえば、文化庁の法案説明資料では、前記の「特別な事情」の一例として「有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター(著作物)が無断掲載(違法アップロード)されている場合に、そのSNS投稿を保存すること(有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要)」が挙げられていますが、この記述からすると、そのポスターの部分だけ拡大等してスクリーンショットで保存した場合は違法だということになりかねません。私は、このような結論は除外規定が設けられた趣旨に反してまったく不合理だと思います。しかし、捜査機関としてはどう捉えるでしょうか。

★

著作権は、創作活動を促進するという意味では表現の自由と親和的な面もありますが、本質的には、表現の自由やその基礎をなす知る権利とは緊張関係にあります。そのため、特に刑事手続においては、表現の自由や知る権利に配慮した憲法適合的な解釈が求められますが、捜査段階でそのような配慮がなされることはあまり期待できないというのが我が国の刑事手続の現状です。せっかく設けた除外規定等も、これを制限的に解釈した捜査機関によって違法ダウンロードを疑われて取り調べられたり、逮捕されたりするリスクがあるならば、市民生活を萎縮させる危険があります。

★

この点につき、今後、フェアユース法理を導入すべきではないか、と思います。日本の著作権法は著作権が制限される場合を個別に規定していますが、フェアユースは、主にアメリカで発展した概念で、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作物のフェアユースは、著作権の侵害とならない旨の一般規定を設けるものです。

★

フェアユースを認めると、海賊版サイト対策の実効性が損なわれるとの懸念もあると思われますが、たとえば民法一条の権利濫用規定を想起すると、少なくとも、我が国の裁判所は明らかに正義に反するような場面でも適用を認めることはまず無いでしょう。他方、刑事手続の場面では、捜査機関としてはより慎重な捜査をしなければなりませんから、現状よりは萎縮効果を軽減できると思われます。

弁護士
齋藤 亮介
Ryosuke Saito

column 07

緊急事態宣言

★

今年の三月中旬以降、日々のニュースは新型コロナウイルス感染症の話題一色となりました。四月七日には、東京都、大阪府等七都府県に緊急事態宣言が発出され、同月一六日には、対象が全国に拡大されました。五月に入ると緊急事態宣言は延長されましたが、結局同月二十五日に全ての都道府県の宣言が解除されました。ただ、流行の第二波も懸念されるところですので、油断はできません。何かと不自由な日々が続きますが、しばらくの間はこれを受け入れて前向きに暮らしていくしかなさそうです。

★

ところで、「緊急事態宣言」という言葉は、その言葉自体の衝撃性も印象に残りますが、同宣言は、私たちの社会・経済活動に多大な影響を及ぼしました。緊急事態宣言が解除されるまでは出勤停止、といった会社もかなりあったのではないでしょうか。緊急事態宣言については、発出したこと自体の是非やその効果についても、議論は多くあるところです。ただ、それ以前の問題として、この宣言は一体誰が出し、いつ、どのように効力を生じ、また効力がなくなるのかという点は、意外と知られていないように思います。

★

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等特別措置法の三二条に根拠をおくものです（同法の概要については、一三頁の「かもがわ講座」で紹介しています。）。同条文の要旨は、「政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼす（おそれがある）といった事態が発生したと認めるときは、そのような緊急事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施する期間や実施地域、緊急事態の概要を公示し、国会に報告すること」とされています。今回のコロナの件での政府対策本部長とは、安倍晋三首相のことです。

宣言の解除も同様に、政府対策本部長が緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに解除宣言（緊急事態が終了した旨の公示）を行い国会に報告することとされています。

つまり、緊急事態宣言の発出や解除は、政府対策本部長の安倍首相が公示する方法で行うというのが正式なものとなります。「公示」は、官報によって行われますので、官報に掲載されることで正式に宣言の発出・解除がされることになります。例えば、京都府の場合、五月二一日夕方に宣言の解除が決まったとの報道がされ、安倍首相が記者団に、解除の表明をしました。そして、同日の夜九時頃に、官報（特別号外第六六号）で正式に発表されたという流れになります。因みにこのときは、一部地域の宣言解除でしたので、官報には、解除といった文言自体はなく、これまでの宣言の変更として、京都や大阪を対象地域から除外した宣言を出すといった形式で行われています。

★

官報は、インターネットを通じ、直近三〇日分は、全て無料で閲覧できます。近時、報道の真実性を含め、情報が錯綜し何を信じて良いか分からない時代となりつつあります。ふと気になった際は、官報にあたってみることも、一つの手段として覚えておくと良いかもしれません。

弁護士
鍬田　透
Toru Kuwata

column 08

明智光秀

★

現在放送されているＮＨＫ大河ドラマ「麒麟がくる」では、明智光秀の生涯が描かれています（執筆現在、放送休止中）。大河ドラマを含め、ドラマはあまり見ない方なのですが、放送前から何かと話題となっていたことから、なんとなく見始めたところ、出演されている俳優方の演技も素晴らしく、また、回を追う毎に若き頃の名だたる戦国武将が次々と現れ、時代が刻々と動いていくのがとてもおもしろく、あっという間に大河ドラマにはまってしまいました。

★

明智光秀といえば、本能寺の変（一五八二年）で主君であった織田信長を討ち果たしたことで有名です。そのためか、私自身、どちらかというと光秀に対して、野望のために手段を選ばない冷酷な人という印象がありました。実際に光秀が冷酷な人物と記録された史料もあるようですが、大河ドラマでは、光秀は聡明で義を大切にし、周囲からの信頼も厚い人のように描かれています。光秀については、まだ謎に包まれた部分が多いようですが、大河ドラマの時代考証を手掛ける歴史学者・小和田哲男氏によると、近年の研究により、光秀が主人殺しだけではない、人間味のある、優しい心の持ち主であったことがわかってきているようです。光秀は、怪我をした家臣に、養生をするように見舞いの手紙を出すとともに、傷薬も共に送っていたようであり、光秀ほど多くの家臣に見舞いの手紙を送っていた武将は他にいなかったようです。また、堅田の合戦で戦死した家臣を弔うべく供養米を寺に寄進した際の寄進状には、戦死者の名前が綴られていましたが、その中には苗字のない、身分の低い従者の名前も含まれていたそうで、当時、そのような身分の低い者にまで気遣う武将は光秀だけだったようです。光秀が一時治めていた福知山では、数々の善政を敷いた名君として、今でも慕われています。

また、光秀は、連歌や茶の湯に通じており、文化人として名高いのみならず、鉄砲術、部隊戦術、築城技術といった知識を身につけており、相当有能な人であったようです。光秀は、このような自身の能力を最大限に生かし、信長の期待に沿う功績を残したため、信長は光秀を高く評価していたと言われています。

★

では、なぜそんな光秀が本能寺の変を起こしたのでしょうか。歴史上極めて有名な事件ですが、実はその動機はまだ明らかとなっておらず、動機をめぐっては、様々な説が存在しています。例えば、怨恨説（信長の非道な仕打ちに対する復讐）、野望説（信長に代わって天下を取りたかった）、非道阻止説（数々の暴挙を繰り返し、朝廷まで軽んじようとした信長の暴走を止めるため）、突発説（信長が数少ない従者と本能寺にいることを知って下剋上を起こそうと突発的に襲撃した）、ノイローゼ説（ストレスで精神を病み、冷静な精神状態でなかった）、豊臣秀吉黒幕説（本能寺の変により最も得をした秀吉が光秀に謀反を起こすよう仕向けた）などが唱えられています。京都の福知山光秀ミュージアムでは、今年五月に「本能寺の変　原因説五〇　総選挙」という本能寺の変の原因といわれる五〇説から自身の思う原因説を選び、投票するというユニークなオンラインイベントが行われており、約三万五千票もの投票の結果、信長非道阻止説が約四千票を獲得し、一位に選ばれています。投票数からも、多くの人が本能寺の変、そして明智光秀に高い関心を持っていることがわかります。

★

ここで私が紹介したのは、謎だらけの光秀像のほんの一部であり、このような謎の多い人物の人生を史実に反せず、どのように描くのか、また、今後、徳川家康、豊臣秀吉らも加わり、それぞれの思惑、時代の流れがどのように描かれるのか、とても興味深く、大河ドラマの放送再開を待ち遠しく思います。

このような原稿を書いているものの、私自身、歴史に疎いため、放送後にはいつも、多少詳しい夫を質問攻めにしているので、放送再開までに改めて歴史の勉強をしてみようかと思います。

弁護士
渡邊　遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

新型コロナウイルス感染症を巡る法制度

新型コロナウイルス感染症（本感染症）に対しては、医療面の措置を定める「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）、医療のほか社会・経済対策を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）が対策の大枠を定めています。

前者については、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（二月一日施行）により本感染症が感染症法六条八項の「指定感染症」に指定されたことから、感染症法第三章から第七章までの規定のうちの同政令で定めるものが原則一年以内準用されるという構造になっています。今回準用される規定は、その後の改正政令（三月二七日施行）により当初より追加され、その中には、生活用水の使用禁止や給水制限、一類感染症（エボラ出血熱等七つの特に危険性の高いもの）のみに適用される建物立入りの制限・禁止・封鎖、七二時間以内の交通の制限又は遮断といった極めて強制力の強い規定が入っています。なお、いわゆる都市封鎖にこの交通制限等の規定は使えないことが厚生労働大臣の三月三一日の記者会見で明らかにされています。

後者については、特措法に一条の二の規定を加えて、本感染症を特措法所定の「新型インフルエンザ等」とみなして特措法の規定を最長二年間適用するというものです（三月一四日施行）。特措法は、「国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため」の新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画等の策定など個別対策及び予算支出に法的根拠を与えるとともに、緊急事態の宣言及びその解除、その間に行い得る緊急事態措置の各発動要件とその内容等を定めることを主な内容としています。緊急事態措置を実施する期間は二年を超えてはならず、その延長も一年を超えてはならないとされていますが、宣言を行う要件の細目は政令に委ねられています。緊急事態措置の具体的内容は、特措法第四章に定められていますが、罰則があるのは、業者が政令指定の緊急事態措置実施に必要な物資の保管命令に従わなかった場合と立入り検査を妨害したり、虚偽報告等をしたりした場合のみです。また、損失補償や損害補償の定めもあるのですが、適用はごく限られており、もとより要請レベルの措置には適用されません。